

占用物件の維持管理義務について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(ある日の昼休み・・・某地方整備局路政課の大野係員が TV ニュースの話題を栗本係員にふりました)

大野係員

昨日テレビのニュースを見ていたら、路面下の水道管が損傷したみたいで道路が水浸しになっていましたね。交通規制もされていたようで、大渋滞が発生したようです。

栗本係員

あ、それ僕も見つたよ。水道管や下水道管の損傷事故が最近続けて発生しているよね。僕たちの管内でも、いつ同じことが起きてもおかしくないんだよな。

大野係員

渋滞の発生など世の中への影響が大きいと、ニュースなどで報道もされますね・・・(昼休み終了のチャイム)

栗本係員

ちょうど勤務時間になったし、占用物件の維持管理について確認してみようか。事故が起きた時に慌てないように頭の整理をしてみよう。事務所から大野くんのところに相談が来るかもしれないよ？

大野係員

(余計なことを言ったかな・・・)

そうですね。お願いします。

栗本係員

じゃあ、平成 30 年 9 月に道路法が改正されて、占用者の維持管理義務が法律で明確化されたことは前にも話したけど、そのあと令和元年 5 月に策定された「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」のことは知っているかな？

大野係員

はい。道路法第 39 条の 8 において占用者に占用物件の維持管理義務が規定されたことは知っていますが、ガイドラインについてはまだあまり勉強できてないです。

栗本係員

平成 30 年の法改正で、新たに道路管理者に報告徴収や立入検査の権限が与えられたんだけど、具体の運用についてはこのガイドラインで定められたんだ。

報告徴収その他の道路管理者の権限を行使するときには、これをよく理解しないとね。

渡邊課長

お、勉強会かい？熱心だな。僕も混ぜてもらおうかな。

栗本係員

はい。最近水道管などの破損による事故が続いているようなので、令和元年に通知されたガイドラインの話をしているところです。アドバイスをお願いします。

大野係員

栗本「先生」の講義を拝聴しているところです。

栗本係員

(なんかトゲがないか?)

このガイドラインに沿って話をすると、まず、道路管理者は占用者に対して5つのことを周知することとされているんだけど、わかるかな。

大野係員

まず、①占用者には占用物件の維持管理義務があること、

②占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼした場合には維持管理義務違反に問われる可能性があること、

③各物件について定められた法令に基づく維持管理の基準を遵守していない場合には維持管理義務違反に問われる可能性があること、

④道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求めたり、占用者の事務所等に立ち入り検査を行う可能性があること、

⑤道路管理者から占用者に対して占用物件の修繕等を命じる可能性があること、の5つでしたよね。

栗本係員

すごいね、暗記しているの。

大野係員

周知内容を記載したチラシを読みました。

栗本係員

そうだね、そこに書いていることがわかっているだけでも偉い。このことを占用者にも正しく理解してもらう必要があって、②の場合は、実際に道路の構造若しくは交通に支障を及ぼしているのだから、少なくとも省令に定める「道路の構造若しくは交通に支障を及ぼすことがないよう」との基準は満たしてい

ないことになるよね。③の場合は、まだ実際に支障を及ぼしていないけれど、法令に基づく維持管理の基準を遵守していないということは、「道路の構造若しくは交通に支障を及ぼすこととなるおそれのないよう」との基準に従っているとは判断できないということになるんだ。

大野係員

なるほど、以前説明していただいたことを思い出してきました。

実際に道路の構造等に支障が生じた場合、各物件について定められた法令に基づく維持管理の基準に知見を有する占有者に、維持管理状況等について④の報告等で合理的な説明をしてもらった上で、支障が生じたことの見込み可能性、結果回避可能性を判断し、最終的に維持管理義務違反の有無を判断するんですよね。そして⑤により、占有者に対し、速やかに占有物件の撤去や修繕を求めることもできるんですね。

栗本係員

そのとおり！申請者に周知することを忘れないようにしないとね。

次に、占有許可事務にあたって道路管理者として気を付けないといけないことがあるよ。

一つ、申請される物件に係る維持管理の基準の有無について申請者に確認すること。許可後はその基準に基づき維持管理する義務が発生するからね。

二つ、更新許可にあたって、占有物件の管理状況について確認すること。

三つ目は、事前対策物件への該当性だけど、分かるかな？

大野係員

事前対策物件については、以前台風上陸時に作業した記憶が！確か、工事用足場の件だったかな！？仮設の足場や看板のように、強風で倒壊したり、吹き飛ばされたりして道路に損傷を与える可能性がある物件の場合は、台風の影響を受ける前に補強したり室内に移動するなどの対策をしてもらうよう占有者に注意喚起することが必要になるので連絡先を確認するんですよね。

栗本係員

ご名答。

事前に対策できることはしてもらうことで事故を防止しようという趣旨だよね。

渡邊課長

そのとおりだね。事前対策については、維持管理の基準と別の考え方であり、対策としてどこまで何々をして欲しいと示すことはなかなか難しいけれど、注意喚起等道路管理者としてできることはすべきだと思うね。

栗本係員

そうですね。で、四つ目。地下埋設占有物件の占有工事についても留意事項があるけど、これは後で読んでもらえばいいや。

大野係員

はい。

栗本係員

では次は、占有者に対しちゃんと周知し、道路管理者として確認すべきことは確認しました、として許可をしたあとの対応だね。平常時に行う道路管理者の対応として占有物件の安全確認について具体的方法が記載されているけど、これは「道路管理者による占有物件の安全確認の徹底について」という通知で定められていた制度がそのまま引き継がれているものなんだ。安全確認の内容については知っているかな。

大野係員

許可後5年を経過した際に、直近の点検結果を報告してもらうことですよ。これは、各占有物件の管理等について定められた基準に従って行った点検等の実施結果を報告してもらえば良いですよ？

栗本係員

そう。例えば水道施設であれば、水道法等に定める維持管理や点検について、最低限として占有物件である水道管が定められた基準に基づいて行われていることが分かる部分は必要だね。占有者に過度な負担をかけないように留意する必要もあるね。

大野係員

道路管理者として、占有物件がどのように点検され、その結果どう対応したのかを確認しておく必要があるということですね。

栗本係員

そう。道路管理者は、占有者が維持管理義務に違反していると認めるときは是正のための必要な措置を講ずべきことを命ずることができるからね。

次に、占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがある場合の道路管理者の対応だね。

大野係員

今後支障を及ぼすおそれがある場合に、道路管理者は原則として報告徴収することが記載されています。

明らかに支障を生じてはいないけど、支障を及ぼす「おそれ」って判断が難しいですよ。

栗本係員

例えば看板が取り付けられている支柱が腐食していることが明らかに目視で確認でき、そのまま放置すると倒壊する可能性が大きいと判断できる場合とか、個別の占有物件の状況により変わってくるね。あとは、もしその占有物件についての維持管理基準が遵守されていなければ、安全性が担保されておらず、「おそれ」があると言えるよね。

渡邊課長

よく勉強しているね。口を挟むところがないよ。

栗本係員

ありがとうございます。実は一度、水道管破損による漏水が原因で、管理している道路が陥没してしまった事務所の同期から相談があったんですよ。

大野係員

さすが栗本「先生」。

栗本係員

授業料もらえるの？

大野係員

え！？

栗本係員

次に実際に道路構造等に支障が生じた場合だね。まず、占有者に占有物件の撤去、修繕等の措置を講じるよう指導・監督することになるね。

さっきの事例では、水道管に亀裂が見つかってすぐに原因が分かったんだ。

大野係員

それでは、その水道管の占有者が水道管の亀裂の修繕と陥没した道路の修繕もしたんですか？

栗本係員

そう。

渡邊課長

ただ、平成 30 年 9 月の「道路法等の一部を改正する法律の施行について」には、「道路部分の修繕については、維持管理義務違反の是正のため必要な措置に含まれない」と示されているんだ。道路部分の修繕は道路法第 22 条の原因者施行ということになるんだよ。

栗本係員

なるほど、あくまで占有者に求めることは維持管理義務違反の是正だと。

大野係員

奥が深い・・・

栗本係員

僕もそこまで考えなかったなあ。

応急対応をしながら、なぜ破損したのか原因もしっかり調査してもらわないとね。ガイドラインには、報告徴収する際の様式が定められているんだ。それを基に報告を求める訳だけど、ガイドラインには「詳細な経緯の報告及び再発防止策の検討を求めること」とされていて、僕の同期もどこまでの内容を求める必要があるのか悩んでいたっけ。

渡邊課長

そこが難しいところだけど、占有者と十分協議して道路管理者として維持管理義務違反の有無や、再発防止策として合理的であると判断するための必要な情報を求めることだよな。

栗本係員

そうですね。さっきの事例は水道管が設置されて数十年経過しているけれど、きちんとした点検がなされていなかったんだそうです。占有者に対しては、近くの同時期に埋設された管の素材が同じ水道管全ての維持管理状況を報告してもらったと聞きました。

渡邊課長

一言で老朽化と言っても考え方も様々だよ。占有物件の設置後経過年数で一律に老朽化と言うのか、途中の補修等により物件の機能が維持されているか否かで判断するのか、難しいよね。

再発防止策についても、占有者と合意の上で実効性のあるものにしなければいけないよね。

大野係員

大変勉強になりました！

渡邊課長

このガイドラインで占有者に対する適切な指導監督をすべきだね。

栗本係員

そうですね。

大野君、一通り理解できたかな？

大野係員

はい。久しぶりに頭をフル回転したら知恵熱が出そうですよ。

渡邊課長

まだまだ！日々勉強だよ大野君。

大野係員

頑張ります。(厳しいな～もう・・・)

(参考)

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

(占有物件の管理)

第 39 条の 8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）の維持管理をしなければならない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第 39 条の 9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第 72 条の 2 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

○道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）

(占有物件の維持管理に関する基準)

第 4 条の 5 の 5 法第 39 条の 8 の国土交通省令で定める基準は、道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこととする。

○「道路管理者による占有物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について（令和元年 5 月 30 日付け国道利第 1 号・国道メ企第 2 号）